

平成 27 年 1 月 21 日

保護者 各位

豊見城市立豊崎小学校  
学校長 濱元 朝純

## インフルエンザ感染症の予防について

保護者の皆様におかれましては、平素より本校の学校教育の推進に深いご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

今日現在、沖縄県にインフルエンザ警報が引き続き発令中です。

本校においては、インフルエンザの発生があり、その経過に注意をはらっているところです。以前お知らせしたとおり、下記のようにインフルエンザの出席停止期間の基準が、平成 24 年 4 月より改正・施行になりました。これは、本人の治療と体力の回復、他児童への感染予防のための基準改正です。

体調管理に気を配るとともに、安易な外出を避け、外出後の手洗い、うがいを徹底し、感染対策を心がけてください。もし、急な発熱などの症状が現れたら、早めにかかりつけ医などを受診するようにしましょう。インフルエンザは感染力が非常に強く、咳やくしゃみのしぶきから感染します（飛沫感染、接触感染）。受診の際には、マスクを着用する、咳エチケットを守るなど、感染を広げないように注意してください。

また、欠席届は担任あてに朝の会（8：25～8：35）までに、欠席の理由とくわしい病状をご連絡ください。ご協力よろしく願いいたします。

### 記

#### 【インフルエンザの出席停止期間の基準】

学校保健安全法第 19 条（平成 24 年 4 月より改正・施行）

改正前	改正後
解熱後 2 日を経過するまで	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあつては、3 日）を経過するまで 発症日が 0 日で、以後 1 日目、2 日目…と数える （解熱が遅いと、その分登校が延びます。）

本人の治療と体力の回復、他児童への感染予防のための基準改正です。

元気だからと出席停止期間を満たさずに登校しても、体調不良を訴える児童も多くいます。発症日を含めて、最低 6 日間は外出を控えて下さり、自宅で療養するようにお願いします。